

貸付希望農用地等の農地中間管理機構への登録申請書

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 岡村 均 様
(出雲崎町農業再生協議会経由)

住 所: 三島郡出雲崎町大字〇〇△△番地
氏 名: 公社 太郎 ㊞
電話番号 (0258-78-××××)

私は、以下の事項を承諾の上、次の農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- 1 貸付希望農用地等 別紙のとおり
- 2 農地中間管理機構(以下「機構」)に、農地中間管理権が設定されるまでの間は、自ら農用地等を管理します。
- 3 農地の貸付に際し、利用者の利用方法等に係る私の意向は次のとおりです。
該当する事項に○印を付けます。

<input checked="" type="radio"/>	農地の利用方法に制約を付けたい (例: 今の形状のまま利用して欲しい) (<u>今の形状のまま利用してほしい</u>)
<input type="radio"/>	農地の利用方法に制約を付けない
<input checked="" type="radio"/>	賃料について具体的な希望がある (<u>10a 当たり 20,000程度</u>)
※その他、具体的なことがあれば記入してください。	

- 4 機構事業の申請及び同事業の円滑な推進を図るため、本申請書に記載の事項及び業務受託団体である出雲崎町農業再生協議会の構成団体が有する私に係る農地情報等について、次のことに同意します。
 - (1) 協議会構成団体相互に情報提供を行うこと。
 - (2) 機構事業に関係する機関、団体、個人へ情報提供を行うこと。
 - (3) 本事業の推進に資する目的で農家組合等地縁組織の代表者等からの求めに応じ、情報提供を行うこと。
- 5 農地中間管理権が設定された貸付希望地について、2年を限度として機構が保全管理を次の条件の下、実施することを承諾します。
 - (1) 借受希望者が見つかるまでの間の賃料は、使用貸借契約の締結も含め、機構と協議する。
 - (2) 2年の中間管理期間が経過しても当該農地での借受希望者が見つからない場合は、使用貸借契約を解除し農用地等の返還となる。

【留意事項】

- 借受希望者が見つからない場合は、機構事業の活用はできません。
- この登録による有効期間は、原則2年です。
- 「土地改良賦課金」については、土地改良区等への所定の届出を行ってください。